

特別任用教授の 5年雇い止め規定 を撤廃しました!

常任理事会は組合の
緊急要望を受け入れました!

教職員組合は、2月21日、理事会に対して、「特別任用教授及び特別任用准教授規程」の一部改訂を求める緊急要望書を提出しました。その内容については、組合ニュース第11号（2018年2月21日付）でもお伝えしましたが、改めて再録すると以下のようなものでした。

『特別任用教授及び特別任用准教授規程』のうち、第6条(1)「4月1日現在、60歳以上の場合、契約期間は原則として5年とし、再任は行わない」の条文について、「再任は行わない」の文言を撤廃し、再任を可能とすること。そして、この措置を2018年4月1日から実施すること。

常任理事会は、3月7日に、この組合の緊急要望書に対する回答を出しました。その内容は「2018年4月1日以降、再任を可能とする」というもので、組合の要望を100%受け入れました。契約期間が5年というこれまでの規定により、今年3月末で特別任用教授を辞め、非常勤講師の身分で再雇用される予定であった教授は、この理事会決定を受けて、改めて4月1日付で「特別任用教授」として任用するため、3月度人文学部定例教授会にて再審議の運びとなりました。

今回の理事会決定は、来年度において通算5年目を迎える規程第6条(1)に該当するすべての特任教授にも適用されます。したがって、まずは**上記の特別任用教授について、5年雇い止めが廃止**されました。これで、本学は4月1日の改正労働契約法第18条1項の施行に伴い、**一人も雇い止め者を出さず**に新学期を迎えることができました。

4月以降は、理事会回答文書にも書いてあるように、現行の2つの特任教員の規程を見直し、かつ新たな就業規則づくりに踏み出します。特に、特別任用の准教授、講師の任用規程と就業規則については、研究者の無期転換権の扱いも含めて、各学部教授会など関係機関での十分な議論を踏まえて、対応していきたい考えています。

常任理事会の回答（全文）は、裏面に掲載しました。

（文責 組合執行委員長 片山 一義）

2018年3月7日

札幌学院大学教職員組合
執行委員長 片山 一義 様

回答書

学校法人 札幌学院大学
理事長 井上 俊彌

2018年2月21日付けで貴組合から要望のありました『特別任用教授及び特別任用准教授規程』の一部改定を緊急に求める要望書（札学大組合発第4号（2018年期））について、以下のとおり回答いたします。

記

1. 学校法人札幌学院大学特別任用教授及び特別任用准教授規程第6条第1項第1号に「4月1日現在、60歳以上の場合、契約期間は原則として5年間とし、再任は行わない。」という定めがあるが、これにかかわらず2018年4月1日以降、再任を可能とする。
2. この措置に係る同規程の改正については、貴組合との協議を通じて関係する条文を見直し、2018年度前期中に改正を行い、2018年4月1日に遡って施行する。
3. 一方で、特別任用教員（特別任用教授・准教授・講師）の就業規則の制定に向け、今後、貴組合との協議を進めたい。
4. 今回の措置に伴い、本年度末で通算雇用期間5年となって退職する特別任用教授（英語科教育法）を再任する場合の手続き及び条件は次のとおりとする。
 - 1) 当該教員は4月1日から非常勤講師として採用することを決定している。そこで、人文学部教授会においてこの決定を取り消し、当該教員にその旨通知すること。
 - 2) 再任にあたっては、札幌学院大学教員の再任審査手続きに関する内規に従い、在職中の教育・研究・社会貢献の活動を評価し、再任の可否に係わる審査を経なければならない、しかし、今回は緊急な対応が求められることから、人文学部教授会において非常勤講師としての採用を決定したことをもって再任審査を通過したものとみなす。人文学部長は学長に対して、当該教員を再任することを報告すること。
 - 3) 契約期間は2年間とする。これは、学校法人札幌学院大学特別任用教授及び特別任用准教授規程第1条が定める「本学において強化すべき研究・教育・社会貢献の活動のスタッフとして、一定期間、所定の目的・課題を推進するために」配置するという本制度の趣旨に従い、教職再課程認定申請への対応に必要な期間を意味する。なお、この契約期間満了後の再任を不可とするものではない（ただし、再任する場合であっても、同規程第6条第3項の定めにより70歳を超える者の任用は行うことができない）。

以上